

静岡県告示第203号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和7年3月25日

静岡県知事 鈴木康友

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県焼津市飯渕字港区2040番1の一部、2040番2の一部、2040番3の一部、2040番5の一部、2040番6の一部 以上5筆